

三重県内に営業所をおく貨物自動車運送事業者のみなさまへ

## 貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金について

燃油価格高騰による負担軽減のための支援金を支給します。

### 対象事業者及び対象自動車

令和7年1月1日時点において

- ◆三重県内に使用本拠を置き、車検が有効な事業用自動車であること。
- ◆被けん引自動車及び三輪以下の自動車でないこと。
- ◆貨物自動車運送事業法に規定する貨物自動車運送事業を行い三重県内に事業所をおく中小企業者・小規模事業者であること。

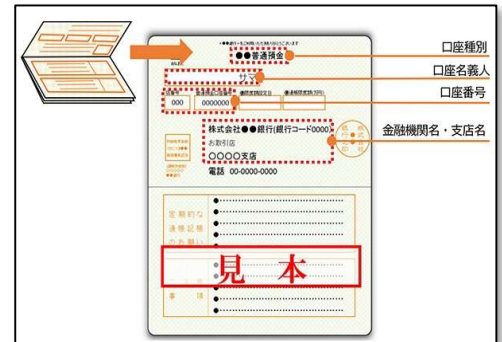
※資本金の額または出資金が3億円以下または常時使用する従業員が300人以下の会社及び個人事業主

### 支援金額

普通車(特種を含む)	1台につき	14,000円
小型車/軽自動車	1台につき	3,000円

### 申請時に必要な書類(一般(特定)貨物自動車運送事業の場合)

1. 燃料高騰支援金申請書(第1-1号様式)
2. 申請する事業用車両の明細(第2-1号様式)
3. 誓約書(第3号様式)
4. 自動車検査証の写し  
 ※預金通帳1枚目の見開きのページの写し等  
**「自動車検査証記録事項」(A4)のみ添付でも可、ただし「自動車検査証」(A6)のみは不可とします。R7.3.7改定**
5. 通帳等の写し(銀行名、支店名、口座種別、及び口座番号、名義人が確認できるページ)
6. 法人の履歴事項全部証明書の写し(法人のみ。申請日より3ヶ月以内取得のもの)  
 ただし、資本金が3億を超える場合は、従業員が300人未満であることを確認できる書類を添付してください。



※預金通帳1枚目の見開きのページの写し等

※第1-1、2-1、3号様式に必要事項を記入し、添付書類と合わせ申請してください。

※申請は1回のみです。県内に複数営業所がある場合は、全車両まとめて申請してください。

※貨物軽自動車運送事業(黒ナンバー)は、別の申請書となります。支援金ホームページをご確認下さい。

### 申請受付期間及び申請方法

令和7年3月3日(月)～令和7年4月30日(水) ※当日消印有効

注1) 郵送受付のみとなります。注2) 申請受付期間前の受付(郵送)はできません。

注3) 申請書発送は簡易書留またはレターパック等、追跡可能な方法で郵送してください。

注4) 提出書類は返却致しません。控えが必要な場合は予めコピーをお取りください。

送付先: 〒514-8515 三重県津市栄町1丁目941(三重県トラック協会内)

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局 宛

### ◎支援金に関するお問い合わせ先

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局(一般社団法人三重県トラック協会内)

一般(特定)事業者 専用 ☎ 059-269-6070

軽貨物事業者 専用 ☎ 059-269-6071

電話受付時間: 平日9:00~17:00(土日祝を除く)